平成２１年（フ）第２７８号
福島県須賀川市仲の町30番地１　レオパレスコーポ丸山205号
債務者　和田小百合
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
福島県郡山市富久山町福原字陣場103番地の４
債務者　佐藤　保実
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
長野県飯田市水の手町3000番地県営住宅Ｂ―112号
債務者　古山　幸夫
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１１０号
長野県飯田市水の手町3000番地県営住宅Ｂ―112号
債務者　古山　愛美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２７８４号
愛知県知多郡阿久比町大字草木字中島13番地ハイツルースト201号
債務者　竹内　瑞恵（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２５３号
神戸市垂水区東舞子町18番56―302号
債務者　金城亜也子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３６０号
神戸市北区甲栄台４丁目７番53―16号
債務者　酒井　広樹
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３９１号
神戸市北区西大池１丁目６番33号メイプルハイツ１階
債務者　西上真由美・杉田真由美こと　大西真由美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６号
山口市大内長野1430番地３
債務者　貞光　照夫
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
山口県防府市大字台道548番地の11
債務者　岡田隆こと　鄭　　光明
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
山口県防府市三田尻３丁目２番11号
債務者　傳　チズ子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
山口県防府市大字下右田855番地の２
債務者　服部　義信
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９４号
山口県柳井市伊保庄5205番地23
債務者　重村　明宏
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第９９号
山口県岩国市平田１丁目17番28号
債務者　宮本　健太
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１０２号
山口県岩国市昭和町２丁目18番12―405号
債務者　中島　智記
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１２７号
山口県柳井市天神11番11号
債務者　木村　渥子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第５６７号
大分県別府市大字鶴見2417番地の１　グリーンプラザ鶴見Ｂ棟205号
債務者　高柳　明美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係